

スナック等家賃補助金の申請受付を開始します

～緊急経済対策家賃補助金の申請手続きについて～

新発田市では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、売上が低迷している「スナック」「バー」「ラウンジ」「パブ」の施設等を賃借し営業を行う事業者の皆様に対して、「緊急経済対策スナック等家賃補助金」制度を創設しました。

この補助金の申請受付を令和3年9月10日から開始しますので、お知らせします。具体的な申請方法は下記のとおりとなりますので、ご確認ください。

制度概要

対象者	<p>下記のいずれも満たす事業者</p> <ul style="list-style-type: none">▶ 「スナック」「バー」「ラウンジ」「パブ」のいずれかの営業を行っていること。▶ 市内に対象施設を有する法人及び個人事業主▶ 通常、施設等を賃借して営業を行う者▶ 暴力団（新発田市暴力団排除条例で規定する暴力団をいう）、暴力団員（同条に規定する暴力団員をいう）及び暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しない者▶ 法令または公序良俗に反する行為をしない者
補助金額	<p>上限10万円（令和3年8月分、9月分の家賃2カ月分合計の実費）</p>
必要書類	<ul style="list-style-type: none">▶ 交付申請書兼請求書（市ホームページからダウンロードできます）▶ 対象月の家賃額が確認できる書類（例：賃貸借契約書の写し、通帳の振込部分の写し等）▶ 振込先口座通帳の写し
申請手続	<p>必要書類一式を郵送、または下記「事業者支援総合相談窓口」に直接提出</p> <ul style="list-style-type: none">▶ 郵送：市商工振興課 家賃補助担当(〒957-8686 新発田市中央町3-3-3)▶ 窓口：市商工振興課窓口(新発田市中央町3-3-3 市役所 6階) 開設時間：平日 8時30分～17時15分
申請期間	<p>令和3年9月10日～10月8日（予定）</p>

■問い合わせ先

新発田市商工振興課商業・まちなか振興係 ☎ 0254-28-9650

